

監 査 報 告 書

私は、定款第48条の規定に基づき、特定非営利活動法人岐阜羽島ボランティア協会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第24事業年度における会務の執行並びに同事業年度の特定非営利活動に係る事業に関する会計につき監査を実施した。

監査の結果、会務の執行は、法令及び定款に従い総会並びに理事会の決議に基づき誠実に行われており、また上記の特定非営利活動に係る事業に関する会計はいずれも適正に処理されており、各計算書類は、本会の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。

令和 5年 5月 1日

監 事 奥 住 信 治